

# 京都府 地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の推移（平成5年度～平成11年度）

京都労働局 労働基準部 賃金室 R4.12.28

		地域別最低賃金		特 定（ 産 業 別 ） 最 低 賃 金															
		京都府最低賃金		印刷業		金属製品製造業		一般機械器具製造業		電気機械器具製造業		輸送用機械器具製造業		船舶製造修理業		各種商品小売業		自動車小売業	
		改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)
平成5年度	発効年月日	H5.10.1		H6.1.2		H5.12.25		H5.12.25		H5.12.25		H5.12.31		H5.12.31		H5.12.25		H5.12.25	
	日 額	4,754	3.15 (145)	5,389	3.00 (157)	5,500	3.29 (175)	5,512	3.30 (176)	5,433	3.23 (170)	5,504	3.30 (176)	5,509	3.30 (176)	5,236	3.17 (161)	5,390	3.22 (168)
	時間額	595	3.12 (18)	674	3.06 (20)	689	3.45 (23)	690	3.45 (23)	680	3.34 (22)	689	3.45 (23)	690	3.45 (23)	656	3.31 (21)	674	3.22 (21)
平成6年度	発効年月日	H6.10.1		H7.1.14		H7.1.1		H7.1.12		H6.12.25		H6.12.25		H6.12.25		H6.12.25		H7.2.4	
	日 額	4,868	2.40 (114)	5,505	2.15 (116)	5,637	2.49 (137)	5,656	2.61 (144)	5,571	2.54 (138)	5,653	2.71 (149)	5,659	2.72 (150)	5,371	2.58 (135)	5,529	2.58 (139)
	時間額	609	2.35 (14)	689	2.23 (15)	708	2.76 (19)	709	2.75 (19)	698	2.65 (18)	708	2.76 (19)	709	2.75 (19)	673	2.59 (17)	692	2.67 (18)
平成7年度	発効年月日	H7.10.1		H7.12.22		H7.12.22		H7.12.22		H7.12.22		H7.12.22		H7.12.22		H7.12.22		H7.12.24	
	日 額	4,978	2.26 (110)	5,615	2.00 (110)	5,772	2.39 (135)	5,793	2.42 (137)	5,705	2.41 (134)	5,792	2.46 (139)	5,798	2.46 (139)	5,497	2.35 (126)	5,662	2.41 (133)
	時間額	624	2.46 (15)	703	2.03 (14)	726	2.54 (18)	727	2.54 (18)	714	2.29 (16)	726	2.54 (18)	727	2.54 (18)	689	2.38 (16)	708	2.31 (16)
平成8年度	発効年月日	H8.10.1		H8.12.25		H8.12.25		H8.12.25		H8.12.25		H8.12.25		H8.12.25		H8.12.25		H8.12.25	
	日 額	5,081	2.07 (103)	5,719	1.85 (104)	5,908	2.36 (136)	5,929	2.35 (136)	5,837	2.31 (132)	5,928	2.35 (136)	5,934	2.35 (136)	5,612	2.09 (115)	5,793	2.31 (131)
	時間額	637	2.08 (13)	716	1.85 (13)	743	2.34 (17)	744	2.34 (17)	731	2.38 (17)	743	2.34 (17)	744	2.34 (17)	704	2.18 (15)	725	2.40 (17)
平成9年度	発効年月日	H9.10.1		H9.12.21		H9.12.21		H9.12.21		H9.12.21		H9.12.21		H9.12.21		H9.12.21		H9.12.21	
	日 額	5,191	2.16 (110)	5,829	1.92 (110)	6,046	2.34 (138)	6,067	2.33 (138)	5,970	2.28 (133)	6,066	2.33 (138)	6,070	2.29 (136)	5,736	2.21 (124)	5,926	2.30 (133)
	時間額	650	2.04 (13)	730	1.96 (14)	760	2.29 (17)	762	2.42 (18)	748	2.33 (17)	760	2.29 (17)	761	2.28 (17)	719	2.13 (15)	741	2.21 (16)
平成10年度	発効年月日	H10.10.1		H10.12.20		H10.12.20		H10.12.20		H10.12.20		H10.12.20		H10.12.20		H10.12.20		H9.12.21	
	日 額	5,283	1.77 (92)	5,920	1.56 (91)	6,152	1.75 (106)	6,174	1.76 (107)	6,074	1.74 (104)	6,175	1.80 (109)	6,174	1.71 (104)	5,833	1.69 (97)	5,926	
	時間額	661	1.69 (11)	742	1.64 (12)	773	1.71 (13)	775	1.71 (13)	761	1.74 (13)	773	1.71 (13)	774	1.71 (13)	732	1.81 (13)	741	
平成11年度	発効年月日	H11.10.1		H11.12.17		H11.12.17		H11.12.17		H11.12.17		H11.12.17		H11.12.18		H11.12.17		H9.12.21	
	日 額	5,330	0.89 (47)	5,968	0.81 (48)	6,206	0.88 (54)	6,227	0.86 (53)	6,127	0.87 (53)	6,229	0.87 (54)	6,229	0.89 (55)	5,886	0.91 (53)	5,926	
	時間額	668	1.06 (7)	748	0.81 (6)	780	0.91 (7)	782	0.90 (7)	767	0.79 (6)	780	0.91 (7)	780	0.78 (6)	738	0.82 (6)	741	

# 京都府 地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の推移（平成12年度～平成17年度）

京都労働局 労働基準部 賃金室 R4.12.28

		地域別最低賃金		特定（産業別）最低賃金																
		京都府最低賃金		印刷業		金属製品製造業		一般機械器具製造業		電気機械器具製造業		輸送用機械器具製造業		船舶製造修理業		各種商品小売業		自動車（新車）小売業		自動車小売業
		改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額
平成12年度	発効年月日	H12.10.1		H12.12.16		H12.12.16		H12.12.16		H12.12.16		H12.12.16		H12.12.16		H12.12.16		H13.1.20（新設）		H9.12.21
	日額	5,372	0.79 (42)	6,012	0.74	6,253	0.76	6,275	0.77	6,176	0.80	6,277	0.77	6,277	0.77	5,931	0.76	5,971		5,926
	時間額	673	0.75 (5)	753	0.67	786	0.77	788	0.77	773	0.78	786	0.77	786	0.77	743	0.68	746		741
								旧輸送用機械器具製造業及び船舶製造修理業を廃止し、新輸送用機械器具製造業を決定(H13.12.20)				輸送用機械器具製造業								
平成13年度	発効年月日	H13.10.1		H13.12.20		H13.12.20		H13.12.20		H13.12.20		H13.12.20		H13.12.20		H13.12.20		H13.12.20		H9.12.21
	日額	5,408	0.67 (36)	6,049	0.62	6,293	0.64	6,315	0.64	6,216	0.65	6,316		0.62	5,963	0.54	6,007	0.60		5,926
	時間額	677	0.59 (4)	758	0.66	791	0.64	793	0.63	778	0.65	791		0.64	747	0.54	750	0.54		741
平成14年度	発効年月日	H14.10.1		H15.1.3		H14.12.18		H14.12.18		H14.12.18		H14.12.18		H14.12.18		H15.1.3		改正申出なし		H9.12.21
	日額			6,053	0.07	6,297	0.06	6,319	0.06	6,220	0.06	6,320		0.06	5,967	0.07	6,007	0.00		5,926
	時間額	677	0.00 (0)	758	0.00	792	0.13	794	0.13	779	0.13	792		0.13	747	0.00	750	0.00		741
平成15年度	発効年月日	H14.10.1		H15.1.3		H16.1.11		H16.1.11		H16.1.11		H16.1.11		H16.1.11		H16.1.11		改正申出なし		H9.12.21
	日額			6,053	0.00	6,297	0.00	6,319	0.00	6,228	0.13	6,320		0.00	5,967	0.00	6,007	0.00		5,926
	時間額	677	0.00 (0)	758	0.00	793	0.13	795	0.13	780	0.13	793		0.13	748	0.13	750	0.00		741
平成16年度	発効年月日	H16.10.1		H15.1.3		H16.12.22		H16.12.22		H16.12.22		H16.12.22		H16.12.22		H16.1.11		改正申出なし		H9.12.21
	日額			6,053	0.00										5,967	0.00	6,007	0.00		5,926
	時間額	678	0.15 (1)	758	0.00	794	0.13	796	0.13	781	0.13	794		0.13	748	0.00	750	0.00		741
平成17年度	発効年月日	H17.10.1		H18.2.12		H17.12.21		H17.12.21		H17.12.21		H17.12.21		H17.12.21		H16.1.11		改正申出なし		H9.12.21
	日額														5,967	0.00	6,007	0.00		5,926
	時間額	682	0.59 (4)	759	0.13	797	0.38	800	0.50	785	0.51	797		0.38	748	0.00	750	0.00		741

# 京都府 地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の推移（平成18年度～平成23年度）

京都労働局 労働基準部 賃金室 R4.12.28

		地域別最低賃金		特定（産業別）最低賃金														
		京都府最低賃金		印刷業		金属製品製造業		一般機械器具製造業		電気機械器具製造業		輸送用機械器具製造業		各種商品小売業		自動車（新車）小売業		自動車小売業
		改定額	引上率 (引上額)	改定額 地賃比	引上率 (引上額)	改定額 地賃比	引上率 (引上額)	改定額 地賃比	引上率 (引上額)	改定額 地賃比	引上率 (引上額)	改定額 地賃比	引上率 (引上額)	改定額 地賃比	引上率 (引上額)	改定額 地賃比	引上率 (引上額)	改定額 地賃比
平成18年度	発効年月日	H18.10.1		H18.12.21		H18.12.21		H18.12.21		H18.12.21		H18.12.21		H18.12.21		改正申出なし		H9.12.21
	日額															6,007 0.00 (0)		5,926
	時間額	686	0.59 (4)	761 110.9	0.26 (2)	801 116.8	0.50 (4)	805 117.3	0.63 (5)	790 115.2	0.64 (5)	802 116.9	0.63 (5)	752 109.6	0.53 (4)	750 109.3	0.00 (0)	741 108.0
平成19年度	発効年月日	H19.10.25		改正申出なし		H19.12.21		H19.12.21		H19.12.21		H19.12.21		H19.12.21		改正申出なし		H9.12.21
	日額															6,007 0.00 (0)		5,926
	時間額	700	2.04 (14)	761 108.7	0.00 (0)	811 115.9	1.25 (10)	815 116.4	1.24 (10)	801 114.4	1.39 (11)	812 116.0	1.25 (10)	758 108.3	0.80 (6)	750 107.1	0.00 (0)	741 105.9
						日本産業分類の改正により全部改正 (H20.12.21)		はん用等機械器具製造業										
平成20年度	発効年月日	H20.10.25		改正申出なし		H20.12.21		H20.12.21		H20.12.21		H20.12.21		H20.12.21		改正申出なし		H9.12.21
	日額															6,007 0.00 (0)		5,926
	時間額	717	2.43 (17)	761 106.1	0.00 (0)	817 113.9	0.74 (6)	822 114.6	0.86 (7)	810 113.0	1.12 (9)	820 114.4	0.99 (8)	764 106.6	0.79 (6)	750 104.6	0.00 (0)	741 103.3
平成21年度	発効年月日	H21.10.17		改正申出なし		H21.12.19		改正申出なし		H21.12.19		H21.12.19		H21.12.19		改正申出なし		H9.12.21
	日額															6,007 0.00 (0)		5,926
	時間額	729	1.67 (12)	761 104.4	0.00 (0)	820 112.5	0.37 (3)	822 112.8	0.00 (0)	814 111.7	0.49 (4)	824 113.0	0.49 (4)	767 105.2	0.39 (3)	750 102.9	0.00 (0)	741 101.6
平成22年度	発効年月日	H22.10.17		H22.12.18		H22.12.18		改正申出なし		H22.12.18		H22.12.18		H23.1.6		改正申出なし		H9.12.21
	日額															6,007 0.00 (0)		5,926
	時間額	749	2.74 (20)	765 102.1	0.53 (4)	824 110.0	0.49 (4)	822 109.7	0.00 (0)	820 109.5	0.74 (6)	830 110.8	0.73 (6)	772 103.1	0.65 (5)	750 100.1	0.00 (0)	改正申出なし 京都府最低賃金を適用
平成23年度	発効年月日	H23.10.16		改正申出なし		H23.12.18		改正申出なし		H23.12.18		H23.12.18		H23.12.18		H23.12.18		H9.12.21
	日額																	5,926
	時間額	751	0.27 (2)	765 101.9	0.00 (0)	829 110.4	0.61 (5)	822 109.5	0.00 (0)	825 109.9	0.61 (5)	834 111.1	0.48 (4)	776 103.3	0.52 (4)	754 100.4	0.53 (4)	改正申出なし 京都府最低賃金を適用

# 京都府 地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の推移（平成24年度～平成30年度）

京都労働局 労働基準部 賃金室 R4.12.28

		地域別最低賃金		特定（産業別）最低賃金														
		京都府最低賃金		印刷業		金属製品製造業		はん用等機械器具製造業		電気機械器具製造業		輸送用機械器具製造業		各種商品小売業		自動車（新車）小売業		自動車小売業
		改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額	引上率 (引上額)	改定額
平成24年度	発効年月日	H24.10.14		改正申出なし		H24.12.19		改正申出なし		H24.12.19		H24.12.19		H24.12.19		改正申出なし		H9.12.21
	日額																	5,926
	時間額	759	1.07 (8)	765	0.00	834	0.60	822	0.00	831	0.73	840	0.72	781	0.64	京都府最低賃金を適用		改正申出なし
平成25年度	発効年月日	H25.10.24		改正申出なし		H25.12.27		改正申出なし		H25.12.27		H25.12.27		H25.12.27		改正申出なし		H9.12.21
	日額																	5,926
	時間額	773	1.84 (14)	京都府最低賃金を適用		842	0.96	822	0.00	840	1.08	849	1.07	790	1.15	京都府最低賃金を適用		改正申出なし
平成26年度	発効年月日	H26.10.22		改正申出なし		H26.12.19		改正申出なし		H26.12.19		H26.12.19		H26.12.19		H26.12.28		H9.12.21
	日額																	5,926
	時間額	789	2.07 (16)	京都府最低賃金を適用		854	1.43	822	0.00	853	1.55	860	1.30	803	1.65	790	4.77	改正申出なし
平成27年度	発効年月日	H27.10.7		改正申出なし		H27.12.26		改正申出なし		H27.12.26		H27.12.26		H27.12.26		H27.12.26		H9.12.21
	日額																	5,926
	時間額	807	2.28 (18)	京都府最低賃金を適用		868	1.64	822	0.00	867	1.64	873	1.51	818	1.87	809	2.41	改正申出なし
平成28年度	発効年月日	H28.10.2		改正申出なし		H28.12.24		改正申出なし		H28.12.24		H28.12.24		H28.12.24		H28.12.24		H9.12.21
	日額																	5,926
	時間額	831	2.97 (24)	京都府最低賃金を適用		885	1.96	京都府最低賃金を適用		883	1.85	889	1.83	837	2.32	835	3.21	改正申出なし
平成29年度	発効年月日	H29.10.1		改正申出なし		H29.12.21		改正申出なし		H29.12.21		H29.12.21		H29.12.21		H29.12.21		H9.12.21
	日額																	5,926
	時間額	856	3.01 (25)	京都府最低賃金を適用		902	1.92	京都府最低賃金を適用		900	1.93	907	2.02	860	2.75	860	2.99	改正申出なし
平成30年度	発効年月日	H30.10.1		改正申出なし		H30.12.22		改正申出なし		H30.12.22		H30.12.22		H30.12.22		H30.12.22		H9.12.21
	日額																	5,926
	時間額	882	3.04 (26)	京都府最低賃金を適用		921	2.11	京都府最低賃金を適用		919	2.11	927	2.21	884	2.79	885	2.91	改正申出なし

# 京都府 地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金の推移（令和元年度～令和4年度）

京都労働局 労働基準部 賃金室 R4.12.28

		地域別最低賃金		特 定（ 産 業 別 ） 最 低 賃 金															
		京都府最低賃金		印刷業		金属製品製造業		はん用等機械器具製造業		電気機械器具製造業		輸送用機械器具製造業		各種商品小売業		自動車（新車）小売業		自動車小売業	
		改定額	引上率 （引上額）	改定額 地賃比	引上率 （引上額）	改定額 地賃比	引上率 （引上額）	改定額 地賃比	引上率 （引上額）	改定額 地賃比	引上率 （引上額）	改定額 地賃比	引上率 （引上額）	改定額 地賃比	引上率 （引上額）	改定額 地賃比	引上率 （引上額）	改定額 地賃比	引上率 （引上額）
令和元年度	発効年月日	R1.10.1		改正申出なし		R1.12.22		改正申出なし		R1.12.22		R1.12.22		R1.12.22		R2.1.9		H9.12.21	
	日額																	5,926	
	時間額	909	3.06 (27)	京都府最低賃金を適用		933	1.30 (12)	京都府最低賃金を適用		936	1.85 (17)	947	2.16 (20)	910	2.94 (26)	911	2.94 (26)	改正申出なし 京都府最低賃金を適用	
令和2年度	発効年月日	R1.10.1		改正申出なし		改正申出なし		改正申出なし		R1.12.22		R1.12.22		R1.12.22		R2.1.9		R2.12.23	
	時間額	909	0.00 (0)	京都府最低賃金を適用		933	0.00 (0)	京都府最低賃金を適用		936	0.00 (0)	947	0.00 (0)	910	0.00 (0)	911	0.00 (0)	廃止	
令和3年度	発効年月日	R3.10.1		R4.4.6		改正申出なし		改正申出なし		R4.1.26		R4.1.26		R4.1.26		R4.1.26			
	時間額	937	3.08 (28)	廃止		京都府最低賃金を適用		京都府最低賃金を適用		957	2.24 (21)	968	2.22 (21)	938	3.08 (28)	939	3.07 (28)		
令和4年度	発効年月日	R4.10.9				必要性なし		改正申出なし		R5.1.27		R5.1.27		必要性なし		必要性なし			
	時間額	968	3.31 (31)			京都府最低賃金を適用		京都府最低賃金を適用		986	3.03 (29)	993	2.58 (25)	京都府最低賃金を適用		京都府最低賃金を適用			